

五	四	三	二		一	行	平	省	○
方	募	發	用	振の法發	号	名	成	件	第
法	入	行	等	替條律行	称	二等	十	三の省	債務
決			法	項及の	及	十	六	十	發告
定		方	の	び根	び	六	次	年号	行示
の		法	適	そ拠	記	年	の	八	等第

十	十	九	八	七	六
三	二	一			
経	利	発	振	額	最
過		発	替	低	払
利		行	額	込	發
子	率	価	単	面	行
		格	位	金	
		日			額

出 百 発 平 す 額 の 振 五 九 三 額 割  
し 円 行 成 る の 記 替 万 千 内 面 金  
た に 対 二 。 整 載 法 円 円 訳 当  
金 つ 象 十 数 又 の 百 へ 別 額 て  
額 き 国 六 倍 は 規 四 别 で る  
、 債 年 の 記 定 二 表 の 二  
次 ご 八 金 錄 に 七 千 九 百 八  
の と 月 額 は よ 千 九  
算 に 十 に 、 る 百 八  
式 、 一 よ 最 振 百 八  
に 額 日 る 低 替 一  
よ 面 も 額 口 九  
り 金 の 面 座 二  
算 額 と 金 簿 九  
万 円

十  
十  
十  
七  
六  
五

十  
四

利象各準入償償  
回国発と札還還  
り債行すの金期  
の対る基額限

利  
子

利た月の考会六銘額へ  
回場七單統が年柄面別  
り合日利計發八每金表  
に午利值表月の額の  
とは前回表し七基百と  
す、九りにた日準円お  
る訂時へ掲公付利にり  
。正以平載社で回つ  
後前成さ債日はき  
のに二れ店本、百  
当訂十た頭証平円  
該正六平売券成  
單さ年均買業二  
利れ八値參協十

立各同日日う算と發第  
舛參じにに。式し行十る金受居にあ者債乗金にの  
參（支當たに、對号。額け住よるがをじ額よに  
國。払ただよ各象に  
うるしり支國規  
へと、算払債定  
債き支出期のす  
還は払しに支る  
期、期たお払發  
限そが金い期行  
にの銀額てを日  
つ翌行を、支後  
い営休支次払の  
て業業払の期各

(別表)									十九 二十 三十 者	十九 二十 三十 払込期日	十八 元利金支 入札場所 参加	日本銀行
名称及び記号									財務大臣から通知を受けた者	平成二十六年八月十一日		
利率(年)												
二 ・ 一 %	一 ・ 一 %	一 ・ 五 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	二 ・ ○ %	一 ・ 八 %	利 率 (年)				
日年平 九成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十三	償 還 期 限				
四十五億円	五億円	億四百九十九	一億円	八億円	二十九億円	三十八億円	二億円	発 額 面 行 金 額 (額)				

利 第三付 四十国 十年庫 回債 券	利 第三付 三十国 十年庫 八債 券	利 第三付 三十国 十年庫 七債 券	利 第三付 三十国 十年庫 三債 券	利 第三付 三十国 十年庫 二債 券	利 第三付 三十国 十年庫 一債 券	利 第三付 二十国 十年庫 回債 券	利 第三付 二十国 十年庫 一債 券	利 第三付 二十国 七年庫 回債 券	利 第三付 十国 四年庫 回債 券	利 第三付 十国 四年庫 回債 券	利 第三付 十国 四年庫 回債 券
一 · 八 %	一 · 八 %	一 · 九 %	二 · ○ %	二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 四 %	二 · 四 %	二 · 四 %
日年平 九成 月五 二十 十五	日年平 三成 月五 二十 十五	日年平 九成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 九成 月四 二十 十九	十年平 日十成 月四 月十 二七	日年平 九成 月四 二十 十七	十年平 日十成 月四 月十 二七	日年平 三成 月四 月十 二六	日年平 三成 月四 月十 十六
二 億 円	億五 円百 五十五	円三 百四十 億	億千 百三十九	八 十八 億	八 億	五十 億	三十五 億	四十八 億	四十五 億	四十五 億	四十五 億